

4 田監第 10 号
令和 4 年 3 月 1 日

田村市長 白石 高司 様
田村市議会議長 大橋 幹一 様

田村市監査委員 郡 司 健 一

同 石井 忠治

令和 3 年度田村市財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 2 年度において補助金を受けた財政援助団体の監査を田村市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により結果を次のとおり報告します。

令和3年度田村市財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の目的

財政的援助を行っている事業が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

第3 監査の対象

令和2年度に、交付した補助金の中から抽出した次の補助金に係る事務

1 生活交通等対策費

「田村市地域活性化事業補助金（生活バス路線維持対策事業）」

補助団体：福島交通株式会社

所管課：総務部経営戦略室

補助金額：28,468,530円

2 本庁社会福祉事務費

「田村市社会福祉協議会運営補助金（令和2年度社会福祉事業補助金）」

補助団体：社会福祉法人 田村市社会福祉協議会

所管課：保健福祉部社会福祉課

補助金額：16,000,000円

第4 監査の実施日時及び場所

令和4年2月8日(火)

場 所	時 間	監査の対象
田村市役所 特別会議室	10:00～10:50	田村市地域活性化事業補助金（生活バス路線維持対策事業）
	10:55～12:00	田村市社会福祉協議会運営補助金（令和2年度社会福祉事業補助金）

第5 監査の実施内容

- 1 所管課等から事前に監査資料、関係書類等の提出を求め、事務補助職員により事前調査を行い、監査当日に調査結果を報告した。
- 2 監査当日は、所管課から説明を受けるとともに、監査委員から質問を行った。
- 3 監査の結果、改善又は検討すべき事項は、監査委員から書面及び口頭で指導し、最後に講評を行った。

第6 監査の着眼点

- 1 補助金の決定は、法令（市条例・規則）等に適合しているか
- 2 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か
- 3 補助金の対象経費は明確か
- 4 会計処理は適正に行われているか
- 5 補助金の効果、条件履行の確認は適切に行われているか
- 6 補助団体への指導監督は適切に行われているか

第7 監査の結果

各補助団体、所管課ともに関係法令等に基づき概ね適正に事務処理を行い、執行されていることが認められた。

報告及び公表すべき指摘事項は認められなかった。一部改善、検討を要する事項については、書面及び口頭で指導したので、必要な措置を講じられたい。

補助金は、市民から徴収された税金、その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金が法令及び予算で定めるところに従って公平かつ効率的に使用されるよう努めなければならないことから、今回の監査結果を十分認識されるとともに事務の改善、検討を行い、より適正で効果的な補助金交付が行われることを期待する。

1 生活交通等対策費

「田村市地域活性化事業補助金（生活バス路線維持対策事業）」

(1) 補助団体の名称及び事業の目的等

ア	補助団体の名称	福島交通株式会社
イ	事業の目的	路線バスの生活路線としての維持を図り、地域住民の交通の利便を確保する。
ウ	事業の内容	1. 生活路線としての維持するために必要な乗車密度を確保し、運行を維持すると共に、利便性の向上を図る。 2. 利用者の需要動向及び収支見込みの検討 3. 利用者数の増加対策

(2) 補助金支出根拠法令等

田村市地域活性化事業補助金交付要綱

(3) 補助金の算定及び交付状況

ア	補助金の額	28,468,530円
イ	補助金の算定	交付要綱に基づき適正に算出されている。
ウ	補助金の交付状況	交付要綱に基づき適正に算出されている。

(4) 事務の執行状況

補助金の交付目的及び事業計画に基づき概ね適切に実施されており、経費及び経理においても概ね適正に執行されている。

(5) 指摘事項及び指導・検討事項

ア 指摘する事項は認められなかった。

イ 指導・改善事項

【補助団体】

指摘する事項は認められなかった。

【所管課】

指摘する事項は認められなかった。

ウ 検討事項

【所管課】

今後は、事業の存続及び廃止等を含めた、中長期（5～10年）な補助事業の在り方を検討すべきである。また、補助金の算定基準及び算定方法については、公平性及び公正性の観点から、住民に説明できるよう、具体的な数値を用いて整備すべきである。

2 本庁社会福祉事務費

田村市社会福祉協議会運営補助金（令和2年度社会福祉事業補助金）

(1) 補助団体の名称及び事業の目的等

ア	補助団体の名称	社会福祉法人 田村市社会福祉協議会
イ	事業の目的	田村市社会福祉協議会の法人運営並びに地域福祉活動のため
ウ	事業の内容	法人運営（組織の整備機能強化、財政基盤確保対策、地域福祉活動）事業の補助金

(2) 補助金支出根拠法令等

田村市社会福祉推進補助金交付要綱

(3) 補助金の算定及び交付状況

ア	補助金の額	16,000,000円
イ	補助金の算定	交付要綱に基づき適正に算出されている。補助金交付要領等未整備。
ウ	補助金の交付状況	交付要綱に基づき適正に算出されている。

(4) 事務の執行状況

補助金の交付目的及び事業計画に基づき適切に実施されており、経費及び経理においても概ね適正に執行されている。

(5) 指摘事項及び指導・検討事項

ア 田村市社会福祉推進補助金交付要綱による、補助金の「定額」については、市民に対する説明責任として、妥当性、公正性及び公平性を確保されたい。

イ 指導・改善事項

【補助団体】

指導・改善事項は認められなかった

【所管課】

課内文書は、市の文書管理規程の定めにより、課員（全職員）が閲覧するとともに、押印することを徹底されたい。

ウ 検討事項

【所管課】

補助事業の内容について、具体的にどのように執行されているかを公表できる程度までに整備し、また、補助金額の算定についても、公平性・公正性の観点から、算定基準等の根拠を明確にして、市民に説明できるよう整備されたい。